



監第18号

平成24年4月6日

熊本県建設産業団体連合会会長 様

熊本県土木部長
(公印省略)

熊本県建設業法施行細則の一部を改正する規則の制定について（通知）

このことについて、建設業許可申請書の添付書類の見直し等に伴い熊本県建設業法施行細則の一部を改正し、本年4月1日から変更届出書(事業年度終了)の様式が別添のとおり変更になりましたのでお知らせいたします。

なお、改正前の旧様式により作成されている場合、当分の間、従来どおり受付いたしますので申し添えます。

担当：監理課建設業班 森山
電話：096-333-2485(直通)

別記第2号様式（第3条関係）

変更届出書（事業年度終了）

年 月 日
許可番号 熊本県知事許可（ 一 ）第 号
住 所
建設業者 商号又は名称
氏 名 印
熊本県知事 様

事業年度（第 期 年 月 日から 年 月 日まで）が終了したので、
下記の書類を別添のとおり提出します。

記

- (1) 工事経歴書 (2) 直前3年の各事業年度における工事施工金額 (3) 貸借対照表及び損益計算書 (4) 株主資本等変動計算書及び注記表（法人のみ） (5) 事業報告書（株式会社のみ） (6) 附属明細表（株式会社（資本金の額が1億円以下であり、かつ、最終事業年度に係る貸借対照表の負債の部に計上した額の合計額が200億円以上でないものを除く。）のみ） (7) 事業税の納付すべき額及び納付税額を証する書面 (8) 使用人数 (9) 令第3条に規定する使用人の一覧表 (10) 国家資格者等・監理技術者一覧表 (11) 定款（法人のみ）

記載要領

- (1) から (11) までの事項については、該当するものの番号を○で囲むこと。

（裏面有り）

留意事項

- ・(1) から (7) までについては必ず添付すること。
- ・(8) から (11) については前回届出以降に変更があった場合に提出すること。
 なお、「令第3条に規定する使用人の一覧表」は事実が発生した時から30日以内、「国家資格者等・監理技術者一覧表」は事実が発生した時から2週間以内に、届出することになっているので注意すること。(詳細は監理課のホームページの「建設業許可申請に関して」の項目を参照)

提出が必要な書類一覧					
必要書類	建設業者の区分	法人		個人	
		株式会社以外の法人	株式会社		
			小会社(※注1)		小会社以外
(1) 工事経歴書		○	○	○	
(2) 直前3年の各事業年度における工事施工金額		○	○	○	
(3) 貸借対照表及び損益計算書		○	○	○	
(4) 株主資本等変動計算書及び注記表		○	○	×	
(5) 事業報告書		×	○	×	
(6) 附属明細表		×	○	×	
(7) 事業税の納付すべき額及び納付済額を証する書面		○	○	○	

※注1 小会社とは、資本金の額が1億円以下であり、かつ、最終事業年度に係る貸借対照表の負債の部に計上した額の合計額が200億円以上でない株式会社

変更が生じた際に、提出が必要な書類一覧					
必要書類	建設業者の区分	法人		個人	
		株式会社以外の法人	株式会社		
			小会社		小会社以外
(8) 使用人数		○	○	○	
(9) 令第3条に規定する使用人の一覧表		○	○	○	
(10) 国家資格者等・監理技術者一覧表		○	○	○	
(11) 定款		○	○	×	

(裏面)